

議第 9 1 号

財産の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 1 日

高島市長 福 井 正 明

財産の処分につき議決を求めることについて

次のように財産を処分することにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議決を求める。

1 処分する財産の種類

建物

2 処分する財産の明細

名 称	所 在 地	構造および規模
今津新田生活改善センター	高島市今津町深清水 1 9 6 1 番地	鉄筋コンクリート造一 部鉄骨造 2 階建 1 5 8 . 6 7 m ²

3 処分の相手方

新田区

4 処分の方法

譲与

5 処分年月日

令和 2 年 1 0 月 1 日

6 処分の理由

施設の適切な維持管理を図り、地域住民が主体的に活用する会合研修施設として、新田区に譲与するものである。